

平成24年度 計量器(はかり)の定期検査を実施します

取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1度その精度を確認するために、使用者が定期検査を受けなければなりません。次のいずれかの検査場所で定期検査を受けてください。なお、所在場所検査を希望する人は別途申請が必要です。

定期検査の対象になる「はかり」とは？

- ① 商店・露店・行商等で商品の売買に使用する「はかり」
- ② 農業・漁業等に従事する人が農作物・水産物の売買・出荷のために使用する「はかり」
- ③ 商店・工場などの原材料の搬入(学校・病院などへの食材の搬入)、製品の販売・出荷のために使用する「はかり」
- ④ 病院・薬局等で使用している調剤用の「はかり」
- ⑤ 病院・学校・保育所・幼稚園等で使用している身体検査用の体重計
- ⑥ 運送業者等が貨物運賃の算出等に使用する「はかり」

検査実施機関

指定定期検査機関である(社)佐賀県計量協会が検査を実施します。

対象地区 旧佐賀市

期 日	時 間	場 所
6月1日(金)	10:00~12:00	佐賀県農業協同組合 嘉瀬支所
6月1日(金)	13:30~15:30	佐賀県農業協同組合 本庄支所
6月4日(月)	10:00~12:00	北川副公民館
6月4日(月)	13:30~15:30	佐賀県農業協同組合 蓮池地区ライスセンター
6月5日(火)	10:00~12:00	佐賀県農業協同組合 北部営農センター
6月5日(火)	13:30~15:30	佐賀県農業協同組合 農機センター(兵庫町)
6月6日(水)	10:00~12:00	勤興公民館
6月6日(水)	13:30~15:30	新栄公民館
6月7日(木)	10:00~12:00	日新公民館
6月7日(木)	13:30~15:30	神野公民館
6月8日(金)	10:00~12:00	循誘公民館
6月8日(金)	13:30~15:30	赤松公民館
6月11日(月)	10:00~12:00	佐賀県農業協同組合 高木瀬支所
6月11日(月)	13:30~15:30	佐賀県計量検査場



◎問い合わせ

市民活動推進課 消費生活センター ☎40-7086 FAX40-2050



◎問い合わせ

佐賀市交通局 ☎23-3155



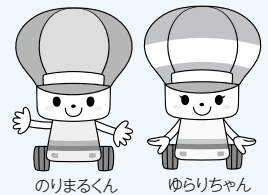
▲公営交通事業協会寄贈の佐大前バス停上屋

雨の日でも快適! バス停に上屋を設置しました

市営バスでは、快適なバス停環境づくりのため、「本庄宮前」、「医学部北」、「鍋島西団地」、「鍋島シエスト前」、「寺井橋」の各バス停留所に上屋(屋根)を設置しました。

また、財団法人日本宝くじ協会からの助成を受けて、社団法人公営交通事業協会が実施している「モデル・バス停留所施設設置事業」により、バス停留所上屋を寄贈いただき、「佐大前」バス停に設置しました。

今後も、みなさんがバスを快適にお使いいただけるよう、整備を進めてまいります。



※佐賀市のホームページにも掲載しています。

ハンセン病とは、らい菌に感染することで起こる病気です。感染すると身体の一部が変形することもありますが、差別の対象とされることはありません。ハンセン病は感染症ですが、うつりにくい病気で、早く見つけて適切な治療をすれば完治する病気です。しかし、患者を強制収容する隔離政策が行われたために、差別が一層助長されました。

昨年11月に岡山県のハンセン病の国立療養所を訪問する機会があり、園の施設に宿泊し、園長や入所されている人々のお話を直接聞くことができました。園は瀬戸内海に面した風光明媚な島にあります。「望郷の丘」と名づけられた場所には「ふるさと」春の小川などの童謡の歌碑があり、その前に立つと、懐かしいメロディが流れてきました。

そのメロディーを聴いていると、入所されている人々の無念の気持ち伝わります。

あなたの人権 わたしの人権 「ハンセン病」を知っていますか?

心が締め付けられる気持ちがありました。国の隔離政策でふるさとを奪われ、いまだに偏見や差別でふるさとに帰ることができない現実を見た時、こうした差別は決して許されないと痛感しました。人権は、当たり前にあつたものではなく、過酷な人権侵害の歴史と反省の上に勝ち得てきた権利で、尊く崇高なものです。

今回の療養所への訪問を機に、こうした人権侵害の歴史を通して、「人権は自分に関係ない」という「人ごと」から「我がこと」と捉えていただけけるような啓発に努めたいと改めて強く思いました。



◎問い合わせ

人権・同和政策課 人権啓発係(ほほえみ館内)

☎40-7367 FAX34-4549